

## 別記様式（第5関係）

## 会議録

会議の名称	平成23年度第1回 西東京市農業振興計画推進委員会
開催日時	平成23年10月13日（木曜日） 10時00分から11時30分まで
開催場所	保谷庁舎 2階第1会議室
出席者	委員：原委員長、櫻井委員副委員長、小澤委員、平塚委員、村田委員、 保谷委員、大谷委員、佐藤委員 事務局：宮坂、大和田、稲船
欠席者	吉川委員・原島委員・中谷委員
議題	(1) 平成22年度主要事業報告 (2) 平成23年度主要事業計画等 (3) その他
会議資料	資料1 平成22年度主要事業報告書 資料2 平成23年度主要事業計画書 資料3 農地利用状況調査 資料4 都市と農業が共生するまちづくり事業 資料5 認定農業者 資料6 都市農業経営パワーアップ事業 資料7 援農ボランティア
会議内容	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
<p>委員長：</p> <p>それでは、平成23年度第1回の農業振興計画推進委員会を開催します。 (委員自己紹介)</p> <p>ありがとうございました。それでは早速議事に入りたいと思います。まず、議題 1 平成22年度の事業報告について、事務局からの説明をお願いします。</p> <p>○事務局：</p> <p>(配布資料の確認)</p> <p>資料1の説明</p>	

○委員長：

ありがとうございました。ご質問等ありましたらお願いいたします。

○委員：

「5. 農家と市民の交流の促進」の景観散策会や食育推進事業というのは、農家さんのご協力をいただいて実施されていると思いますが、特に食育の方は生活衛生分野や福祉保健分野の方とは「共催」という形で行っているのでしょうか。

○事務局：

現在のところ、3事業とも、産業振興課主催で行っております。

○委員長：

事業自体は、全部市の単独ですか。

○事務局：

はい、そのとおりです。

○委員長：

それでは、引き続き、議題2 平成23年度主要事業計画について、事務局からの説明をお願いします。

○事務局：

資料2～7の説明

○委員長：

ありがとうございました。ご質問等ありましたらお願いいたします。

○委員：

「5. 農家と市民の交流の促進」の件ですが、東京都の方で取り組んでおります食育推進事業で、これらの事業の内、補助対象になるものがあるかもしれません。ご相談いただければと思います。

○事務局：

事業費については、1事業あたり2～4万円程度の事業なのですが、予算科目等の制限はありますか。

○委員：

農家さんやボランティアさんの報償費だとか、料理教室での料理の先生の人件費や食材費などが対象となります。

○委員長：

担当は、「食の安全課」ですか。

○委員：

「食の安全課」の方は広域を担当しております、市区町村は、「農務課」がやっております。

副委員長：

市は、単独事業で実施が良いと思っているらしく、今委員の方から話があったこと等について活用されていない。今までずっと単独でやるのが良いという認識があるのか、パワーアップ事業でもそうですが、同じ負担で同じ事業をやるのに都は2分の1と言うことは、市の負担を例えば1,000万という考えでいけば、2,000万の事業ができる話になるわけです。費用対効果という面では、もう少し勉強してもらわないといけないと思います。

○委員長：

せっかく、本日は、東京都の担当の委員や普及所の委員がいらっしゃるので、特に(2)と(3)も、メニューを考えれば食育の分野できるだろうということもあります。どちらかと言うとこういう事業やりたいけど何かないかというよりも、ぼんやりとした話で行くと、うまく当てはまるものがあつたりするので、その辺り連携をよろしくお願いします。

○委員：

補足ですが、東京都の食育事業は、どの市も健康課さんや生活衛生課さんの方が主体でやられているところが多いです。他の市で、農林系サイドと協力してやっているところもあるのですが、そういう意味では西東京市さんでやられているか確認はしていないのですが、もし健康課さんであった時には、健康課さんでやる内容も産業振興課さんでやる内容も一緒になってできるので、上限はありますがご連絡していただければと思います。

○委員長：

他にございませんか。

○委員：

今年の4月に中町の新しい市民農園の開園式に農業委員として出席しました。利用マナーを守らないと利用者間あるいは近隣住民とのトラブルが発生するとのことです。現在、都市並み課税の農地を借り上げて市民農園として活用しているということですが、その際に、例えば土地の所有者が週のうち何日かでも圃場の管理をすることを条件にできないか。申し出があれば、全て借り上げるということではなくて、市民農園として借り上げた後の管理は、土地の所有者にお願いをするという形が可能でしょうか。一人管理人がいるだけでも大分トラブルが減るでしょうし、ある程度の維持管理も所有者であればきちんとできると思います。そういう条件を呑んでいただける方の農地に絞れるか。これは、税金が免除という形になるわけですから、管理をする上ではもちろん無償で所有者にやっていただくということも含めて検討ができるかどうか、その辺りどのようになっているのでしょうか。

○事務局：

現在、5園の土地所有者の方とそれぞれ土地使用貸借契約を結んでおりますが、現在は、農地管理については含まれていないのが現状です。ただし、利用者間のトラブル、あるいは周辺生活者の方とのトラブル等については、なんとかしたいと方策を検討しているところでございます。

○委員長：

これは、西東京市だけではないのですが、役所や議会において、市民農園というものがものすごくいい施設のような錯覚を持っているように感じられます。例えばですが、10aで固定資産税と都市計画税を合わせれば80万くらいになるでしょうか。それに、役所で働いている人の人件費だってあります。それをあたかも無料のサービスのようになっています。私は、農業会議という職場にいる中で感じるのは、農家はその農地の管理を第三者に放り投げた途端に、その農家というのは農業を将来的に続ける意思はないだろうと思います。そこで、農業体験農園というのは、入園者にとっては同じように自分で耕していても、もっともっと質が高いサービスができるし、荒らしてれば来年契約しないで辞めてもらえばいい。それだけの経費をかけているなら、農業体験型にした方が何分の一以下の経費で何倍も良いのではないかと考えています。固定資産税を減免して市に貸す農家というのは、そこについては管理するということ自体おそらく発想が出ないのではないのでしょうか。すぐには無理でしょうが、納税猶予制度に乗らない宅地化農地は、2~3万円の入園料をいただいて農家開設型の市民農園にする。また、農業経営としてきちっとやって納税猶予制度に乗りたいというところは、4~5万円というお金を取って農業体験農園にしていくというのが、将来的には必要になってくると、私は期待しています。

○副委員長：

市民農園と言うものを行うことによって、果たして農業への理解が深まるのか言うとはっきり言って全然効果がないというのが実態です。貸駐車場みたいなものですから、自由にやっている市民の方たちで当然トラブルがありますし、利用料金についても、費用対効果から言えば、1,500円というのはいかかなものかと思う。市民ニーズがあるからと言ってやっていたら、いくら予算があっても、そのニーズに応えることはできないでしょうし、むしろ、市外の土地がいっぱいある所にもっと大きな市民農園を作ればいいわけです。市民ニーズと言う意味で言うのは、「実際にやれ」と言っているわけではありません。そういうことも検討しなくてはいけないし、適正料金や開設について考えるのであれば、オープンに際して、このような委員会やあるいは同じような検討委員会で検討すれば、市民公募の委員さんたちが、委員長がさっきおっしゃったような土地価格に対する都市計画税の減免とか費用について知ることができると思います。市民農園については、農業振興計画では、体験型市民農園については普及して行くが、市民農園については淘汰されて行くべきで、新しく作っては駄目と載っているのに、今回中町で開設したということがございました。そういう意味で、市の方は もう少し考え直した方がいいと思います。

○委員：

市民農園自体に全く意味がないというわけではないと思います。しかし、改善していくべきは改善し、第2期の農業振興計画見直しの中で段階的に徐々にやって行くべき問題だと思います。

○委員長：

高齢化で担い手がいなくて、自分も畑に出られない等という事象もありますが、市民農園というものの自体が果たすべき役割がゼロだとは思っていません。ただ、市民農園に対応する法律である特定農地貸付法が大幅に改正されて、今までは役所か農協しか開設できなかった市民農園が、農家や法人でも、一定のルールの中で誰でも開設できるというように法律が変わりました。今の段階で、非常に低価格で役所がやらなきゃいけない理由というのが見当たらないのです。

他に、何かご意見ご質問いかがですか。

○委員：

去年、景観散策会に参加させて頂きまして、「都市フォーラム」にも参加していた農家さんの農園を見学させていただいた。とても景観としても美しかったし、実際に作っている方も意欲的で、姿勢が違うというのを感じました。それまで、そう

いう農園があるのを知らなくて、初めて見せていただいて大変勉強させていただきました。年間の負担金額や今後のあり方については、やはり、目指すべき方向というのはあるのかなと思います。

○委員：

農地を提供する側と農園を借りる側のハードルを少し高くして、経過措置という面も含めて、今後は、費用・管理を含めてお願いをするという条件をつけて、少し厳しくして行かないと、色々な問題が生じるのだと思います。それはやり方次第だと思います。

それから、体験農園については、農業者の得手不得手もあり能力のない方は全く開園できません。園主会に入ってノウハウを勉強するにしても、ある程度の能力のない方はなかなか難しい側面があります。その辺りを含めて考え、市民農園の多面的な効果をもう少し経過を見ながら方策を模索していく必要があるかと思います。将来的にはなかなか一般の市民農園の開設は難しくなるとは思います。市民の中にもマナーをわきまえてきちんと勉強しようという方も大勢おられますので、その辺を考えていただければと思います。それから費用の問題ですが、例えば農家は一般的に「歩留まり」が7割程度です。実際、私は市民農園を開設していますが、利用料というのは、一般的な野菜を年間通して生産した時の売り上げを基に算出をしています。体験農園は資材を提供するということもありますが、非常に高めの金額だと思います。租税効果は農地課税で安いわけですから、どの値段が適当なのかということは一概には言えないということです。その辺りも含めてよく検討して、市民農園を一概に駄目と言うことではなくて、活かせる農地があれば活かして行くのが適当なのかなと思います。

○委員長：

市民農園をどういう形にしていくかということについては、今年度以降継続的に検討を進めていきたいと思っています。他に何かご意見ございますか。

○委員：

1番の(2)都市と農業の共生するまちづくり事業についてです。現時点での進捗状況を教えてください。

○事務局：

4つのエリアの拠点整備についてご説明します。まず、「(仮称)ファームセンター整備」事業です。これは東大生態調和農学機構及びその周辺エリアにおいて交流、情報提供、販売機能などを融合した施設設備を想定しております。こちらは、平成

25年度に向けて調整をして行きます。

次に「(仮称) 花摘みの丘農園」です。こちらは年間を通じて花摘みと生産・販売ができる農園の整備です。今年度中の整備を進めております。また、「(仮称) 蔵のある農業体験農園整備」については、農業体験農園と合わせて、現在ある蔵を活用して市民への農の重要性を周知していく勉強会などに活用して行きます。これは平成24年度整備予定となっております。

次に「(仮称) 多摩湖自転車道路沿い交流拠点整備」ですが、こちらは市の南側を東西に通っております自転車道路沿いのエリアです。この周辺は植木農家さんが多く、植木を活用して農地への理解を伝えて行くと言った事業を想定しています。この事業については、平成24年度を目途としております。

続きまして「めぐみちゃんマーケット等の開催」です。各エリア等で地場産農産物等の販売を行い、市民の関心を高めて行きます。各エリアにてハードの整備が終了次第、直売所を展開して行くことを想定しています。保谷駅北部エリアの整備が平成23年度中に終了しますので、平成24年度から順次準備及び実施をして行きたいと考えております。それから「めぐみちゃん弁当・メニュー等の開発」でございます。こちらは、農業者と商工団体、市民との協力などで商品開発を行って行きます。逸品とは言いつつも、色々な形態が認められるような西東京市の逸品を形作って行きたいと考えております。これは農業部門だけでは難しいので、商業者の方、商工会や農協さんと連携して進めて行きたいと考えております。

○委員長：

西東京市の補助事業は、何年までですか。

○事務局：

ソフトもハードともに、平成25年までです。

続きまして、「農とのふれあい散歩道マップ作り」についてです。これは、4つのエリアにおいて、マップを作成し、散歩道や風景ポイント、めぐみちゃんマーケット、防災協力農地等の情報を入れ込みます。

次に「農のアカデミー開設」についてです。こちらは平成23年度整備を予定しております。ここでは、当初、小中学生あるいは園児の方々に農に触れ合っていただきます。また、援農ボランティアの方にもスキルアップを、この場で行っていただくような事業を想定しています。概要としては以上でございます。

○委員長：

事業数が多く分かりにくいですね。東京都の支援委員会が、来月の下旬か12月初旬に開催されます。そこでおそらく西東京市も計画を見直したものを出行く

と思います。今後、平成21年度からの経過と、これからの予定などについて一通り説明をして頂きたいと思います。

○委員：

平成23年度で予定が立っている場所で、ハードができるわけですね。それは市の事業であって、市民との交流という位置づけだと誰が入ってきてもいいということですか。管理者はいるのでしょうか。その辺りどうなっているのでしょうか。

○事務局：

「(仮称)花摘みの丘農園」については、管理は基本的にその農家さんが行います。市民の方に開放していただき、農業の大切さを知っていただければと思います。「農のアカデミー」については、市の事業になります。

○委員長：

私の理解が間違っているとしたら指摘してください。例えば、散策道の話などは、散策道を作るのはこの事業でやりますが、個々の畑は個々の農家のものだから、散策道を作ったからと言って勝手に農地に入っていいというわけではないですね。花摘みの丘農園についても、公園みたいに一般の人いつでも解放しているというものではなくて、農業経営の支援で、それが景観的にもいいものをとった具合に、それを全体として農のある街づくりをこうして行くというイメージで良いですね。

○事務局：

はい、そのとおりです。

○委員：

都による農作物の放射能検査について、西東京市ではこれまでに4回受けられたということですが、結果はどのように市民に公表されているのでしょうか。

○事務局：

現在都では、ほぼ毎週水曜日に6市程度を対象にサンプリング検査をしまして、基本的には木曜日中に検査結果が出てきます。その結果を都の方からいただいて、市のホームページに掲載します。また、西東京市分については、市の広報に掲載をさせていただいております。

○委員長：

東京都のホームページでも、その検査結果は出ているのですか。

○委員：

東京都としてもプレスしておりますので、西東京市さんの分だけでなくその週に検査した分を発表しております。今、第29報くらい出ています。

○委員：

援農ボランティアの受入農家というのは、毎年変わっているのでしょうか。

○事務局：

あまり変わっていないのが現状です。今年度は、受け入れ農家募集を周知しましたところ、新たに受け入れたいといった農家さんも出てきましたが、受講者の通える地域の関係などもあり、新規の農家さんのところへは入りませんでした。

○委員長：

他にございましたらお願いいたします。

○事務局：

次回の推進委員会の日程についてです。11月は、市民まつりが終わった翌週に開催したいと考えております。また、現在、市民農園については、近隣市の状況を取材させていただいております。

○委員長：

それでは閉会させていただきます。ありがとうございました。

閉会